

会社法における 会計帳簿閲覧請求権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 29

【要約】

昨年6月29日に「会社法」が成立し、今年5月1日から施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたので、それをまとめるとともに現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主の権利の中には、会計帳簿などの閲覧・謄写を請求できるとする「会計帳簿閲覧請求権」が存在する。

「会計帳簿閲覧請求権」は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 会計帳簿閲覧請求権とは

「**会計帳簿閲覧請求権**」とは、**会計帳簿又はこれに関する資料**について書面等の**閲覧・謄写を請求できる権利**のことである（会社法433条1項）。なお、この請求をする際には理由を明らかにしなければならないとされている。

この会計帳簿閲覧請求権は、後述する**一定の行使要件**をみたした株主が行使できるとされている。

また、その株式会社の**親会社の株主等**も、同様な要件をみたせば、裁判所の許可を得て、行使できるとされている（会社法433条3項）^{（注1）}。

（注1）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（10） 株式会社の計算等」（旬刊商事法務 No.1746〔2005.11.5〕の26～41ページ。特に27ページ）参照。

会計帳簿閲覧請求権が行使された場合であっても、会社法433条2項に定める場合には、会社は拒否することができる。つまり**会社が拒否できる場合**が規定されている。

2 . 会計帳簿閲覧請求権の行使要件

(1) 会社法における変更点

会社法では、大雑把に言って、「会計帳簿閲覧請求権」の行使要件につき、次のような改正がされた。

議決権基準に加え、株式数基準を導入。

行使要件を定款で緩和できる。

(2) 会計帳簿閲覧請求権の行使要件の概要

請求対象の会計帳簿等を作成している株式会社自体の株主の場合、会計帳簿閲覧請求権の行使要件は次のようになっている（会社法 433 条 1 項）。

【議決権基準】 その株式会社における総株主^(注2)の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕以上
もしくは、

【株式数基準】 その株式会社における発行済株式^(注3)の3%〔定款で引下げ可能〕以上

(注2) 株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。

(注3) 自己株式を除く。

請求対象の会計帳簿等を作成している株式会社の親会社の株主等^(注4)の場合は、次のようになっている（会社法 433 条 3 項）。

【議決権基準】 その親会社における議決権の3%〔定款で引下げ可能〕以上

もしくは、

【株式数基準】 その親会社におけ出資の3%〔定款で引下げ可能〕以上

(注4) 親会社は株式会社に限らないのでこのように表記した。

3 . 会社が請求を拒否できる場合

その会社の株主のよって、会計帳簿閲覧請求権が行使された際に、会社が拒否することができる場合は、会社法 433 条 2 項に次の規定されている。

- 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
- 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

なお、旧法（旧商法 293 条の 7 第 4 号）には、「株主が不適當なる時に会計帳簿および資料にかかる閲覧または謄写の請求をなしたるとき」にも請求を拒める旨が記載されていたが、会社法 433 条 2 項には掲げられていない。しかし、会社法 433 条 1 項の「営業時間内は」の文言により、その実質は維持されていると解釈されている^{（注 5）}。

また、請求対象の会計帳簿等を作成している株式会社の親会社の株主等が会計帳簿閲覧請求権を行使する場合には、これらの点が裁判所が許可するか否かの段階で考慮されることになる（会社法 433 条 4 項）。

（注 5）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（10） 株式会社の計算等」（旬刊商事法務 No. 1746〔2005.11.5〕の 26～41 ページ。特に 27 ページ）参照。

4 . 【参考】会計帳簿の提出命令

裁判所は、申立てにより、または職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命じることができるとされている（会社法 434 条）。